児童扶養手当を振り込みます

児童課 ☎66◆1108

児童扶養手当の4月期支払分（12月～3月分）を4月11日㈮以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

児童扶養手当を受給されている方へ

児童課 ☎66◆1108

児童扶養手当は、父母の離婚などによって、父と生計を同じくしていない児童を養育している母などに手当を支給する制度です。

手当の支給は、開始月の初日から（平成15年4月1日以前から受給されている方は、平成15年4月1日から）起算して5年を経過すると、手当の2分の1が支給停止になります。

しかし、次の①または②に該当する方で、必要な書類を提出すれば、支給停止の適用を受けることなく支給を受けることができます。ただし、所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

①受給を受けている母などが次の㈠～㈣のいずれかに該当する場合
㈠就業している
㈡求職活動などの自立を図るための活動をしている
㈢身体上または精神上の障害がある
㈣負傷または疾病などにより就業することが困難である
㈤受給を受けている母などが監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態などにあり、介護する必要があるため就業することが困難である

②①のア～オまでに該当しないが、担当窓口において相談し、その上で、求職活動などを行った場合

問合先 制度や手続きについて不明な点がありましたら、児童課児童福祉担当（☎66◆1108）へ。

手当を振り込みます

福祉課 ☎66◆1106

市障害者扶助料の4月期支払分（12月～3月分）を4月18日㈮以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

保健所からのお知らせ

保健センター ☎67◆1151

県の保健所は、4月から新型インフルエンザなど健康危機に迅速・的確に対応するため組織を見直します。

蒲郡支所は「蒲郡保健分室」に組織を変更し、医療費公費負担、調理師などの資格免許、飲食店営業許可など各種の申請受付や難病などの簡易な専門相談についてはこれまでどおり行います。

問合先 豊川保健所蒲郡支所（☎69◆3156）

子ども医療費受給者証の申請がお済みでない方へ

保険年金課 ☎66◆1112

4月1日から乳幼児医療費助成制度が拡大され、子ども医療費助成制度となります。受給者証を交付するため、新規に申請が必要な方には、1月末に申請書をお送りしましたが、申請書を提出されず、受給者証の交付を受けていない方は、至急申請をしていただくようお願いします。

がまごおり協働のまちづくり「市民企画公募まちづくり助成金」

企画広報課 ☎66◆1162

市民活動団体が自主・自発的に行う、市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対して、事業の経費を助成します。

助成額 1事業あたり5～50万円で総額100万円

助成対象となる事業
次のすべてに該当する活動
○4月1日～平成21年1月31日に実施する活動
※ただし、交付決定の時に主要な活動が終了している事業は対象外
○市の財源によるほかの補助金などを受けていない活動
○事業の実施および収支計画が明確であること

応募要件 規約、会則などを持っていて、活動拠点が蒲郡市内にある、3人以上で構成された団体

決定方法 書面による申請内容の予備審査を経て、5月中旬に行われる公開審査会（プレゼンテーション）にて助成決定します。

審査は、蒲郡市企画公募審査委員会（大学教授、市外NPO関係者など約5人）が行い、公開審査会当日に結果を発表します。

その他 助成金交付が決定された事業は、決定後に数回の情報交換会と、事業完了後に事業報告会に参加していただきます。

申込・問合先 4月1日㈫～4月30日㈬（必着）に申請書（企画広報課にあります）などの必要書類を企画広報課（市役所新館5階・☎66◆1162）へ。

※申請における相談は、がまごおり市民まちづくりセンター（勤労福祉会館2階、☎69◆5380）でも受け付けます。

※申請書類などは、市のホームページ（http://www.gamagori.aichi.jp/）からダウンロードできます。

制度説明会

○4月10日㈭午後7時～
情報ネットワークセンター・メディアホール

○4月16日㈬午後7時～
がまごおり市民まちづくりセンター

※個別相談会を12日㈯・19日㈯に、市民まちづくりセンターで行います。

■編集・発行 企画広報課 ☎66◆1145 FAX 66◆1190 蒲郡市役所 〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号 ☎66◆1111